

コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

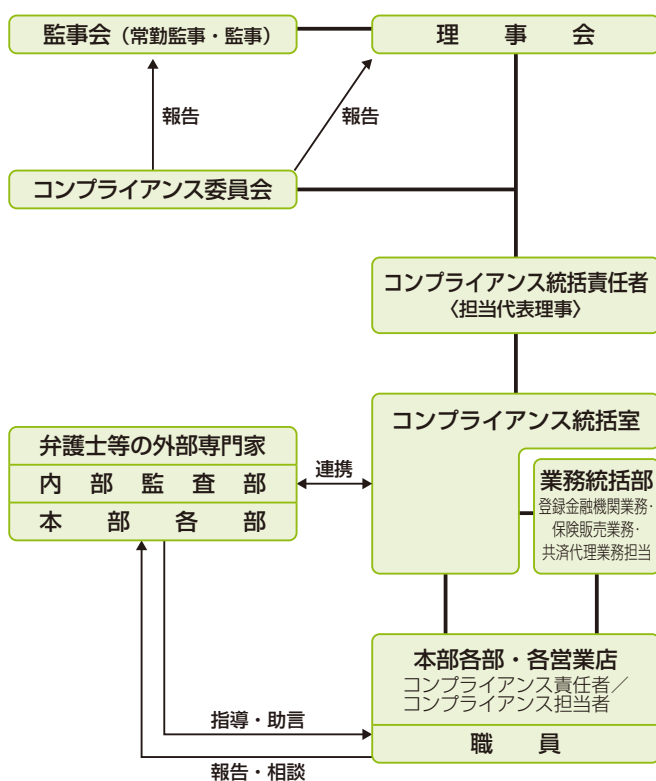
コンプライアンスに対する考え方

社会的な存在であるおよそすべての団体・個人が事業を遂行するうえで、あるいは日々の生活を営むうえで、コンプライアンスが求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業を営む〈ろうきん〉とその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げているとおり、〈ろうきん〉は、その事業を通じて「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしていますので、その経営姿勢には高い倫理観が求められています。

当金庫では、以上の考え方に立ち、倫理綱領および行動規範を制定して、全役職員のコンプライアンス意識の醸成につとめています。

コンプライアンスに係る組織体制



理事会

毎年度コンプライアンス・プログラムを決定するほか、コンプライアンスに係る重要な規程・マニュアルの制定・改正・廃止を決定します。

コンプライアンス委員会

代表理事および本部部長を委員として構成し、理事長を委員長、専務理事を副委員長としています。金庫のコンプライアンス全般の状況を把握し、法令等遵守態勢の構築および実効性確保に向けた検討を行い、その結果を理事会・監事会へ報告します。

コンプライアンス統括室

コンプライアンス実現のため、コンプライアンス・プログラムとマニュアルの策定、態勢の整備、職員の教育研修など金庫全体のコンプライアンス状況の一元管理を行います。

本部各部・各営業店

各部門においては、各部長がコンプライアンス責任者として、自らコンプライアンスに関する諸施策の実施や、日常業務における法令等遵守状況をモニタリング(監視)し、定期的にコンプライアンス統括室へ報告します。また、責任者を補佐するため、コンプライアンス担当者を配置しています。

職員

日常におけるコンプライアンスを実践します。

コンプライアンス推進活動

当金庫では、「コンプライアンス・プログラム(実践計画)」を策定して次の諸施策を実施し、進捗状況を定期的にチェックしています。

コンプライアンス・マニュアルの作成・周知

役職員一人ひとりがコンプライアンスの意義を理解し、コンプライアンスに関する組織風土としてのコンプライアンス・マインドの醸成、コンプライアンス違反の防止などのためにコンプライアンス・マニュアルを作成して職員に周知しています。また、役員用に「役員コンプライアンス読本」を作成・配付しています。

指導・教育研修・啓発活動

金庫内の集合研修や各種会議の際には、職員に対してコンプライアンス意識向上のための教育活動を行っています。また、コンプライアンスに関する情報を適時適切に発信し、情報の共有をはかっています。

コンプライアンス・ホットライン制度

職員から寄せられる情報によってコンプライアンスに係る問題を早期に発見し、問題の解決に向けて迅速に対処するため、内部通報制度としてコンプライアンス統括室、常勤監事および法律事務所を受付窓口とするコンプライアンス・ホットライン制度を設けています。

新潟県労働金庫倫理綱領 基本原則

1. (労働金庫の社会的責任と公共的使命の自覚)

私たちは、労働金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、健全な業務運営に努めます。

2. (きめ細かい金融等サービスの提供)

私たちは、創意と工夫を活かした金融および非金融サービスの提供等を通じて、勤労者の経済的地位の向上に貢献します。

3. (法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営)

私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営を行います。

4. (フェアで透明な事業運営と政治・行政との健全かつ正常な関係の構築)

私たちは、自己責任原則を基本とし、フェアで透明な事業を行います。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保っていきます。

5. (反社会的勢力の排除)

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

6. (経営の積極的ディスクロージャーとコミュニケーションの充実)

私たちは、経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、会員はもとより、広く社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

7. (倫理重視の姿勢)

私たちは、金庫の利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。

8. (難解な倫理問題の積極的な解決)

私たちは、難解な倫理問題に直面した時、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造していきます。

9. (経営トップの姿勢)

経営トップは、本綱領の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。また、金庫内外の声を常時把握し、実効ある庫内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図ります。

10. (再発防止と厳正処分)

本綱領に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ確かな情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行います。

金融ADR制度への対応について

お客様からのお申し出への対応

当金庫は、お客様からのお申し出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規程を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

お申し出は、当金庫営業日（9時～17時）に、営業店（電話番号は27～29頁参照）または本部（電話：0120-191-880）にて承っています。

紛争解決への対応

労働金庫では、お客様からのお申し出のうち金庫とお客様の間では解決できず、紛争となった場合について、下記の弁護士会が設置運営する仲裁センター等を、紛争解決のための機関としています。

当金庫営業日に、営業店・本部または全国労働金庫協会ろうきん相談所（9時～17時、電話：0120-177-288）へお申し出いただければ、仲裁センター等にお取次ぎいたします。

また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

- ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）
- ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）
- ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

なお、仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立について、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京三弁護士会の斡旋人と現地地方弁護士会の斡旋人が、現地弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたる。

※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。